

国自技第 49 号

平成 18 年 5 月 31 日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日、自車第 866 号）別添自動車検査業務等実施要領を別紙（新旧対照表）のとおり改正し、附則の期日より実施することとしたので了知されるとともに、遺漏のないよう留意されたい。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第 880号
改正 平成18年5月31日付け国自技第 49号

新	旧						
<p style="text-align: center;">自動車検査業務等実施要領</p> <p>第1章～第2章（略） 第3章 自動車の検査（事務関係） 3-1～3-4-18（略）</p> <p>3-3-2 検査法人に対し審査の依頼を行う場合は、申請書及び添付書類を審査依頼書に添付して行うものとする。この場合において、検査票1及び自動車検査票（様式2）（以下「検査票2」という。の登録番号又は車両番号欄、原動機の型式欄、車台番号欄及び走行距離計表示欄については、原則として申請者に対し、ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載するよう依頼するものとする。</p> <p>この場合において、走行距離計の表示値については走行距離計の表示値の100km未満の端数を切り捨てて記載するよう依頼するものとする。</p> <p>なお、カーボン紙による複写等ではなく、検査票1に直接ボールペン等により車台番号が記載されている場合には、車台番号の文字の一部を消しゴム、指等で擦り、擦った部分の文字が消えないことを確認するか、又は、検査票1の欄外等に車台番号の下三桁を容易に消すことができないボールペン等で記載するものとする。</p> <p>また、<u>貨物の運送の用に供する車両総重量7トン以上の普通自動車の新規検査、構造等変更検査又は予備検査の申請の際には、検査票2の備考欄へ燃料タンクの個数及び容量を申請者に記載させるものとする。</u></p> <p>3-4-19 備考欄は、下表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿（乙）（第3号様式による。）を作成するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">自動車検査業務等実施要領</p> <p>第1章～第2章（略） 第3章 自動車の検査（事務関係） 3-1～3-4-18（略）</p> <p>3-3-2 検査法人に対し審査の依頼を行う場合は、申請書及び添付書類を審査依頼書に添付して行うものとする。この場合において、検査票1及び自動車検査票（様式2）（以下「検査票2」という。の登録番号又は車両番号欄、原動機の型式欄、車台番号欄及び走行距離計表示欄については、原則として申請者に対し、ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載するよう依頼するものとする。</p> <p>この場合において、走行距離計の表示値については走行距離計の表示値の100km未満の端数を切り捨てて記載するよう依頼するものとする。</p> <p>なお、カーボン紙による複写等ではなく、検査票1に直接ボールペン等により車台番号が記載されている場合には、車台番号の文字の一部を消しゴム、指等で擦り、擦った部分の文字が消えないことを確認するか、又は、検査票1の欄外等に車台番号の下三桁を容易に消すことができないボールペン等で記載するものとする。</p> <p>3-4-19 備考欄は、下表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿（乙）（第3号様式による。）を作成するものとする。</p>						
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">記載を要する自動車</td> <td style="width: 33%;">記載事項</td> <td style="width: 33%;">記載例</td> </tr> </table>	記載を要する自動車	記載事項	記載例	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">記載を要する自動車</td> <td style="width: 33%;">記載事項</td> <td style="width: 33%;">記載例</td> </tr> </table>	記載を要する自動車	記載事項	記載例
記載を要する自動車	記載事項	記載例					
記載を要する自動車	記載事項	記載例					

1～15 (略)	(略)	(略)
16. 職権打刻をした自動車	<p>車台番号打刻位置 (打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。)</p> <p>シリアル番号を有する場合のシリアル番号</p> <p>塗まつた車台番号(塗まつた車台番号が職権打刻である場合を除く。)</p> <p>原動機型式打刻位置 (打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。)</p>	<p>車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面</p> <p>シリアル番号 ABCDEFGH123456789</p> <p>シリアル番号 ABCDEFGH123456789</p> <p>原動機型式打刻位置 シリンダブロック上面左側前部</p>
17～26 (略)		
27. 貨物の運送の用に供する車両総重量7トン以上の普通自動車	燃料タンクの個数及びそれぞれの容量	燃料タンク 2個 300L 300L
28. 自主防犯活動用自動車	自主防犯活動に使用する自動車である旨	自主防犯活動用自動車

3-4-20~3-7-7 (略)

3-7-8 検査法人からの審査結果通知に基づく、継続検査後の自動車検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記載事項を変更した自動車検査証の交付であつて、道路交通法第51条の7第2項に基づく放置違反金の滞納によって、自動車検査証の有効期間の更新又は記載事項を変更した自動車検査証の交付ができない場合には、検査法人からの審査結果通知書を回収して、自動車検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載と受付日付印を押印し、審査結果通知書を除いた申請書並びに添付書類を申請者に返却することとする。

なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われた場合、当該自動車の審査結果通知がなされた日から15日以内であれば、既に回収している審査結果通知書が有効なものとして処理して差し支えない。

1～15 (略)	(略)	(略)
16. 職権打刻をした自動車 (打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。)	<p>車台番号打刻位置</p> <p>シリアル番号を有する場合のシリアル番号</p> <p>原動機型式打刻位置</p>	<p>車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面</p> <p>ABCDEFGH123456789</p> <p>原動機型式打刻位置 シリンダブロック上面左側前部</p>
17～26 (略)		

3-4-20~3-7-7 (略)

3-8~3-8-7 (略)

3-8-8 検査法人からの審査結果通知に基づく、継続検査申請に係る限定検査証交付の場合であって、申請に係る自動車が道路交通法第51条の6第2項に基づく国家公安委員会から放置違反金滞納の通知を受けている場合には、限定検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨を記載し、限定検査証を交付することとする。

(以下略)

附 則

本改正規定のうち、自主防犯活動用自動車の自動車検査証備考欄への記載については、平成18年7月1日から適用し、その他の改正規定は、平成18年8月1日から適用する。

3-8~3-8-7 (略)

(以下略)